

Info 児童扶養手当制度・特別児童扶養手当制度について

問 町民生活課 生活支援係 内線2117

【児童扶養手当】

父もしくは母と生計を同じくしていない児童、または、父もしくは母が身体に重度の障がいがあり児童を監護している母や父、あるいは、父母に代わって児童を養育している方に対して、児童の健やかな成長を願い、一日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当

◆手当の額

手当額は次のとおりです。(所得に応じて支給額が決定されます。)

【児童が1人の場合】

- ▶全額支給…42,500円
- ▶一部支給…10,030円～42,490円

【児童が2人目の加算額】

- ▶全額支給…10,040円
- ▶一部支給…5,020円～10,030円

【児童が3人目以降の加算額(1人につき)】

- 全額支給…6,020円
- 一部支給…3,010円～6,010円

◆現在手当を受けている方の届出

- ①現況届…毎年8月1日から8月31日までの間に提出。なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなります。
- ②額改定届…対象児童に増減があった場合
- ③受給資格喪失届…受給資格がなくなった場合
- ④氏名・住所・金融機関変更届…氏名、住所、支払い金融機関が変わった場合

【特別児童扶養手当】

児童の健やかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障がいのある児童(20歳未満)を監護している父または母に代わってその児童を養育している人に対して支給される手当

◆手当の額

対象児童の数と等級によって支給されます。(いずれも児童1人当たり)

- ▶1級(重度障がい児)…月額51,700円
- ▶2級(中度障がい児)…月額34,430円

◆現在手当を受けている方の届出

- ①所得状況届…毎年8月10日から9月11日までの間に提出。なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなります。
- ②額改定届・請求書…障がいの程度が変わったとき、対象児童に増減があった場合

- ③受給資格喪失届…受給資格がなくなった場合
- ④障害状況届…引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けるために、定められた時期に障害状況届に認定診断書を添付し提出
- ⑤その他の届…氏名、住所、支払い金融機関の変更、受給者が死亡した場合など

◆手当が支給されない場合

- ▶児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるとき
- ▶児童が、児童福祉施設等に入所しているとき

「児童扶養手当」が年6回払いになります

「児童扶養手当法」の一部を改正し、2019年11月分の児童扶養手当から、支払回数を「4か月分ずつ年3回」から「2か月分ずつ年6回」に見直します。

